

わされた。サン紙は、よりいっその完全雇用を達成する手段としての低賃金政策をとまなうイギリスのスピーナムランド計画に賛意を表わし、同様な観点からニクソン計画にも賛同しているように思える。これに対して、他方で Meany は、1時間2ドルという最低賃金を主張し、そして、より高い賃金を保障することによってのみ、購売力を増大させ、そのことによって、生産が促進され、より一層多くの仕事が生み出されてくると主張し、低賃金の補足を行い、雇用機会を政府の努力によって拡大させるという考え方に反対している。

4 むすび

要するに、今回のニクソン計画は、1795年当時のイギリスの場合とは、異なった背景の上で行なわれていることはいままでのない。したがって、かつてのスピーナムランドがねらった効果と同じものを、この提案で確保しようとするは無理がある。その意味で、ニクソン氏のねらいは、経済的にみるとまやかし臭いが、しかし、政治的にみると1つの

方法であるように思われる。

Edith G. Levi : Mr. Nixon's "Speenhamland",
Social Work, Vol. 15, No. 1, January 1970.

pp. 7~11.

(三浦文夫 社会保障研究所・遠藤 滋 東横学園女子短期大学)

国民のための所得維持 システムの選択

(アメリカ)



従来、貧困問題の解決の最良の方法は、すべての働く能力をもつ人びとに仕事を与えることであると主張されてきたが、今日の雇用プログラムにはいくつかの制約がある。たとえば、いつでも多くの労働者が自分の力のおよばない理由で失業することに対して効果をもちえないということ。多くの働きうと思われの人々 (employable persons) が、労働市場にうまく適合していないということ。また

現在の雇用プログラムは、すでに雇用されている人々の貧困問題をほとんどとりあつかっていないということ (たとえば1966年に430万の男子世帯主の貧困世帯のうち160万世帯は、世帯主が完全に稼働していたといわれている)。このような制約をもつことによって貧困問題を解決するのに雇用プログラムにたよることは、必ずしも現実的であるとは思われない。

ところが他方では今までの所得移転プログ

ラム、たとえば社会保障、公的扶助、失業保険などであるが、これらは決して包括的な体系でもなく、充分なる所得をすべての人々に保障しているとは言えない。

そこで十分なプログラムを立案するために、まずつぎの諸点の検討が必要である。すなわち①カテゴリー別にプログラムを立案すべきか、②ミーンズテストを使用すべきか、③現在仕事についていないが働きうる能力を持っている人々 (employables) を援助すべきか、ということがそれである。

まず第1の“対象をカテゴライズすべきか”という点についていえば、カテゴリーの使用は、人々の個別なニーズに対応できるが、このことは逆に働く気をおこさせるという基本的な問題をとりあつかうことを回避することとなる。

第2の“ミーンズテストを使用すべきかどうか”という点では、ミーンズテストは、対象者の尊厳を損い、かえって働く気をなくさせてしまうということがいわれたりしている。このほか、ミーンズテストを使用する主な理由は、費用の問題である。ミーンズテス

トのない社会保障は、受給者にとっても、一般の民衆にとっても公的扶助よりも受入れやすい。しかしながらニード以外の要因にもとづく給付は、貧困者に対して財源をふりむけることにおいては非能率的である。

第3の“働きうる能力をもっている人々を援助すべきかどうか”という問題については、彼らを就労させること、あるいは高い賃金で就労させることがよりよい解決である点ではほとんど疑問の余地はない。またその方が失業手当をもらうよりも彼らの尊厳と地位を高めるのに効果的であろう。

したがって充分なる所得保障プログラムを検討する場合の原則として、第1に就労意欲をそこなうことのないような所得移転メカニズムを考えるとということ、第2に受給者の尊厳を守ることでできるプログラムであること、第3に家族生活に悪影響を与えることを回避できるものであること、などが確認される必要がある。

以上の原則の確認の上に立って、つぎの所得移転プログラムを提案したい。

(1) 何らかのミーンズテストを伴いながら所

得を保障するプログラム。

(2) 所得水準に関係なくすべての人々に給付を提供するプログラム。

そしてその具体的なものとして以下の3つのプログラムが考えられる。

(1) 所得の補足プログラム (Income supplement programs)

このプログラムは年間所得保証制度 (guaranteed annual income GAI) とでもよぶべきもので、政府は、それぞれの家族の所得と社会的に定められた所得の最低水準との差額を給付することになる。このプログラムは、公共福祉に関する審議会 (Advisory Council on Public Welfare) の1966年報告に含められた提案であるが、このプログラムの根本的欠陥は、就労意欲の増進という点を全然考慮していないことであろう。

(2) 負の所得税 (Negative income tax)

提案されているすべての負の所得税の性格は、一定の所得水準を保障し、受給者はほんのわずかばかり所得税を差し引かれている稼働所得をつけくわえることによってその保障額を高めることを許すことである。このプロ

グラムは、働くことに財政的な刺激を与えるのであるが、問題は、保障水準をどこにもってくるかということである。たとえば、4人家族の場合、年間3,300ドルの保障水準と50%の還元率とするならば、給付は、6,600ドルまでの所得をもつ人々になされることになり、この為の費用は、年間200億ドルかかる。ただしこの保障水準を貧困線 (poverty line) の半分とした場合、年間60億ドルですみ、その枠内の貧困者のすべてが救済されることになろう。現在のカテゴリー別の公的扶助にこの低水準の負の所得税をつけ加えるならば、カテゴリー別の援助プログラムの適用をうけている人々と適用をうけていない人々との差は縮小するであろう。

(3) ニードに無関係なプログラム：社会的手当 (Demogrants)

このプログラムは、いかなるミーンズテストもなく、ただ性、年齢というような属性にもとづいて給付がなされる。たとえば、社会的分配給付 (social dividends)、包括的な老令扶助 (universal old age grants)、家族手当 (family allowances)、として知られているも

のである。

このようなプログラムの基本的問題は、費用の問題である。たとえば児童手当を通じて児童をもつ家族の貧困を除去しようとすれば1,000億ドル以上かかるであろう。

負の所得税プログラムと社会的手当 (demogrants) は、財源の移転メカニズムにおいて異なっているようにみえるが、形式的には同一のものとみなしうる。というのは、社会的手当 (demogrants) の場合、かなりの給付が選択されたカテゴリーに入るすべての人々になされるが、その所得が一定水準をこえる人々は、このプログラムの費用調達のための正の所得税 (positive income tax) システムを通じてその給付を払い戻さねばならない。要するに、財政メカニズムからみるならば、負の所得税の場合は、予め所得の多寡を調べるのに対して、社会的手当 (demogrants) の場合は、手当の給付の後に、所得の多寡によって正の所得税を払うということになるだけである。ただ問題は、受給者の受取り方である。それとこれら二つのタイプの制度を考えると問題になるのは、限界税率 (marginal tax rates)

をどこにおくのかということと財政効率はどうなのかということであり、この点の検討は十分に行なわなければならない。

新しいプログラムが制定されるためには、大衆の支持をえなければならない。現在、ここでのべたような所得移転プログラムが実施されるべきだという世論は必ずしも十分に熟しているようには思われぬ。このような新しいプログラムを制定するには、提案者がもっとこのプログラムの必要性やその効果を一般の人々に周知徹底させ、確信をもたせるようにすることが必要である。

Robert Harris, Selecting a System of Income Maintenance for the Nation, *Social Work*, Vol. 14, No. 4, pp. 5~13, October 1969.
(三浦文夫 社会保障研究所・遠藤 滋 東横学園女子短期大学)